

平成31年白老町議会全員協議会会議録

平成31年 3月 7日（木曜日）

開 会 午後 4時38分

閉 会 午後 4時43分

○議事日程

1. 国民健康保険税条例の一部改正について
-

○会議に付した事件

1. 国民健康保険税条例の一部改正について
-

○出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 山田和子君 | 2番 小西秀延君 |
| 3番 吉谷一孝君 | 4番 広地紀彰君 |
| 5番 吉田和子君 | 6番 氏家裕治君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 及川保君 | 10番 本間広朗君 |
| 11番 西田祐子君 | 12番 松田謙吾君 |
| 13番 前田博之君 | 14番 山本浩平君 |
-

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

町民課長	山本康正君
町民課主幹	齋藤大輔君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午後 4時38分）

○議長（山本浩平君） 本日の全員協議会の案件は、国民健康保険税条例の一部改定についてであります。担当課からの説明をお願いいたします。

山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 本会議で大変お疲れのところ全員協議会を開催していただきましてありがとうございました。

これから国民健康保険税条例の一部改正について説明をさせていただきます。昨年12月に国民健康保険税の課税限度額の引き上げと低所得者の方に対する保険税の軽減措置の盛り込まれた平成31年度税制改正大綱が閣議決定されまして課税限度額を現在の93万円から3万円引き上げ96万円に改正することとなっております。この内容に伴う保険税の課税限度額など規定する地方税施行令の一部を改正する政令が3月末に公布され、4月1日から施行となる予定でございますが、保険税に付加期日は4月1日と定められており従前より課税限度額の引き上げにつきましては専決処分に対応させていただいております。今回の93万円から96万円の引き上げにかかわる限度額の条例改正につきましても専決処分に対応させていただくものでございます。今回の引き上げの具体的な内容については担当から説明をさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 齋藤町民課主幹。

○町民課主幹（齋藤大輔君） 私のほうからは限度額引き上げの内容について、簡単に説明をさせていただきます。まず資料の1ページ目、2. 改正内容であります。こちらの表になりますが国民健康保険税は基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分、介護納付金課税額分と3区分の合計で成り立っております。そのうち今回の改正は基礎分が現行の58万円から61万円に3万円の増額となり、それに伴い合計額が93万円から96万円に3万円引き上げるというものであります。では本町における影響はどれくらいというのが3. 対象世帯・影響額であります。こちらの表になりますが平成30年度の当初課税データから算出した結果では基礎分の引き上げによる対象は47世帯、134万4,000円の国民健康保険税が調定額増として見込まれるということになっております。続きまして、どのくらいの収入をもらっている方がこの対象となるのかというものが2ページ目になります。4. 課税限度額引き上げに伴う、世帯人員・課税区分別課税上限到達所得一覧でございます。1人世帯から4人世帯、それぞれについてどれくらい給料をもらっていれば上限に達するのかを表したものでございます。ここでは1人世帯区分でご説明いたします。基礎課税額分については給与収入額が888万7,000円ある方が初めてそこで課税上限額に達するというところでございます。したがって、この中で給与収入が一番高い後期支援金等課税額分1,224万7,000円の収入のある方につきましては3区分全てが上限に達するということとなりますので限度額の合計額96万円に該当してくるという内容となっております。説明は以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま担当課からの説明が終了いたしました、この件につきまして特に

聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 4時43分）